

西ドイツの疾病保険改正

1969年7月に、「疾病保険の法規の改正に関する法律」——疾病保険改正法が成立し、同年8月1日から一部施行されたが(本誌No.9に紹介)，他は1970年1月1日から施行され、(1)現金給付算定基礎最高額の引上げ、(2)報酬継続支払の請求権のない場合の現金給付の支給、(3)処方箋手数料の引上げと免除、対象者の拡大、(4)医療給付の無請求に対する報奨金の支払、(5)職員および自営業者に対する強制加入報酬限度額の引上げ、(6)加入資格者の範囲の拡大、(7)保険料算定報酬最高額の引上げ、などが実施された。これらの改正のうち、おもなものの概要は次のとおりである。

給付算定基礎最高額の引上げ

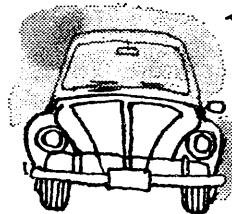
強制加入報酬限度額および保険料算定報酬

最高額と同じように、現金給付の算定基礎最高額(基本賃金、基準賃金)も月990マルクから1,200マルクへ引上げられた。したがって、傷病手当、入院手当、出産手当および埋葬金の計算にあたっての算定基礎最高額は、1歴日当たり40マルク、1週日当たり46.67マルク、1就業日当たり56マルクとなった。

また、これと関連して、連邦援護法および補償法による諸給付の算定基礎最高額も同じように引上げられた。

報酬継続支払請求権のない場合の経済的保障

労働者、職員または職業訓練生は、労働不能になった場合にも、一般に、その後6週間の報酬継続支払を雇主に対して請求すること



ができることになった。この場合、疾病金庫に対して傷病手当または入院手当の請求はできない。なんらかの理由で例外的に報酬継続支払が行なわれない場合には、疾病金庫から傷病手当または入院手当が支給される。その際、雇主が報酬支払を拒否する権利を有する有しないは、原則として問題にならない。疾病金庫の加入員の場合、雇用の最初の6週間または雇用契約で認められた必要期間において、報酬が支払われない場合にも傷病手当または入院手当が支給される。

なお、この原則は、一般傷病による労働不能以外の場合にも貫かれる。すなわち、一般傷病による労働不能以外の場合で、法律上または雇用契約上、報酬継続支払の請求権がない場合にはつきのような措置がとられる。①業務災害または職業病による場合、災害保険から傷病手当が支給される、②戦争傷害、兵役・予備役傷夷による労働不能または療養の場合、援護官庁から収入補償金が支給される、③連邦職員保険事務所または州保険事務所の行なう予防、治療・余後療養を受けている場合、年金保険から暫定手当が支給され

る。これらの諸給付も、通常、それぞれの運営機関の委任により、管轄の疾病金庫から支払われる。

薬剤費患者一部負担の引上げと免除対象者の拡大

このたびの改正で、被保険者にとってもっとも関心をもたれているのは、薬剤費患者一部負担に関する改正である。この改正は、1処方箋当たり1マルクの患者負担が、薬剤費の20%——最高2.50マルクに引上げられたというものである。したがって、1処方箋当たり12.50マルク以上の薬剤費の場合には、患者負担はすべて2.50マルクとなる。

しかし、特定の者はこの患者負担を免除される。従来も患者負担の免除は行なわれていたが、今回の改正で免除対象者の範囲がさらに拡大された。患者負担免除対象者は次のとおりである。

- ①年金受給者、②年金申請中の年金受給権者、③生業能力が50%以上減退している廃疾者、④傷病手当、入院手当、傷害手当または暫定手当受給者（報酬継続支払期間が終

り、「現金給付が支給されるようになってはじめて免除が適用される）、⑤子ども、⑥特定の配偶者およびその他の被扶養者（配偶者およびその他の被扶養者は、原則として患者負担金を支払うことになっているが、被保険者が免除対象者となっている場合またはみずから①～④の免除対象者となっている場合には患者負担は免除される。後者の例としては、たとえば、妻

の生業能力が50%以上減退している場合などがある。この免除の取り扱いは妊娠および出産のさいに用いられる薬剤についても行なわれる）。

Änderungen des Krankenversicherungsrechts zum 1. 1. 1970, *Selbstverwaltung der Ortskrankenkassen*, März 1970, SS. 72—79.

（石本忠義 健保連）

ベルギーの社会保障改革



昨年（1969）の末には、ベルギー社会保障にきわめて活発な動きがみられた。というの戦後、1944年12月28日の法律（l'arrêté-loi）で設けられたベルギー社会保障制度に大幅な改革をもたらした69年6月27日の法律（loi）の実施をめぐって大きな論議がわき起ったからである。

69年6月27日の改革立法の目的とところは、1944年から今日まで社会保障に関して制定された関係法令を全般的に調整し、あわせて戦後設けられた全国社会保障局（Office national de sécurité sociale）を、現実の社会構造面に增大してきた複雑さともろもろの変化に対応させようとするものであった。